

○不破消防組合職員記章に関する規程

平成26年4月1日訓令甲第3号

(目的)

第1条 不破消防組合職員（以下「職員」という。）は、職務の遂行に当たり公務員としての品位を保ち、公務の積極的遂行を期するため、職員記章（別記様式第1号）をはい用しなければならない。

(記章のはい用位置)

第2条 記章は、制服左えりの飾り穴の位置につけるものとする。公務で背広服等、これに類似する服装を着用する場合も同様とする。

(記章の貸与)

第3条 管理者は、職員に記章を貸与する。

2 貸与を受ける職員は、職員記章貸与請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(記章の紛失、破損)

第4条 職員が記章を紛失し、又は破損したときは、再貸与を受けなければならない。

2 再貸与を受ける職員は、職員記章再貸与願（別記様式第3号）を提出するとともに職員記章の実費を弁償しなければならない。

(記章の転貸等の禁止)

第5条 記章は他人に転貸若しくは贈与してはならない。

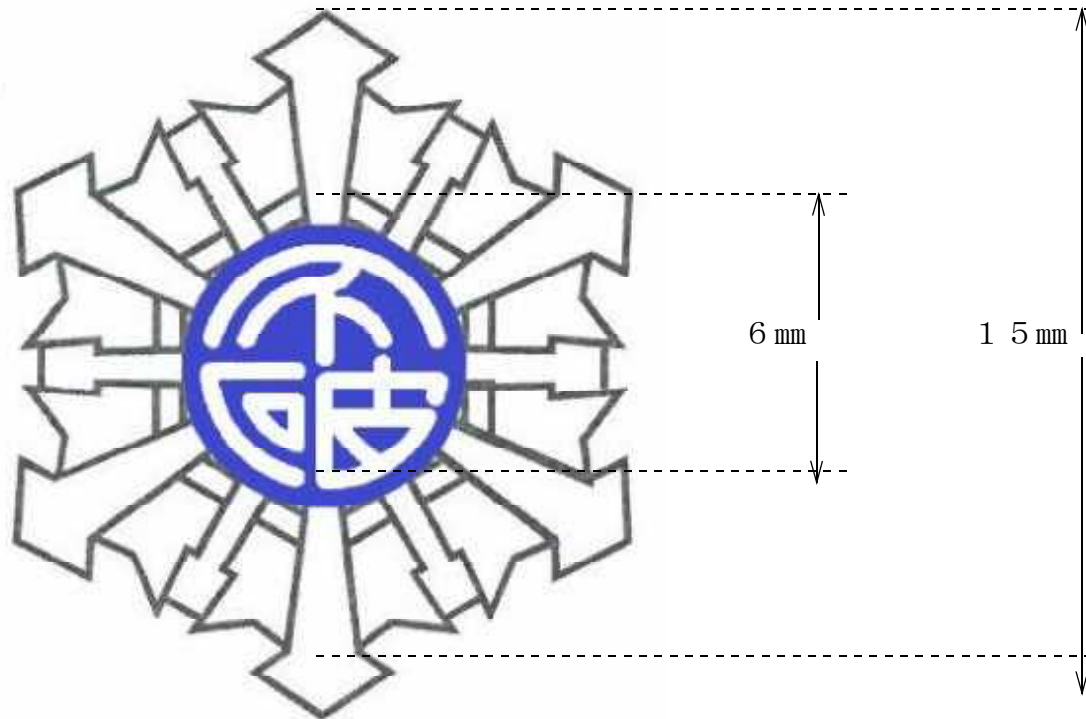
(記章の返納)

第6条 職員が退職するときは、直ちに記章を返納しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第1条関係）



- 1 形式 消防章地色金色
- 2 中央 青色の丸
- 3 文字 中央青色丸内に金地の「不破」

別記様式第2号（第3条関係）

不破消防組合職員記章貸与請書	
職員記章をたしかに貸与されました。規程に基づき厳正に管理します。	
年 月 日	
氏名	⑩

別記様式第3号（第4条関係）

不破消防組合職員記章再貸与願	
不破消防組合 管理者 殿	
紛失・破損 により再貸与をお願いします。	
該当事項の説明	
今後は、さらなる管理の厳正を図ることを誓います。	
年 月 日	
氏名	⑩

実費弁償 円 _____	受領印 